

郵便等による不在者投票について

郵便等による投票ができる人

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で下記に該当する方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。投票には、「郵便等投票証明書」が必要になりますので事前に選挙管理委員会に申請をお願いします。

手帳等の種類	障がいの種類
	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい
	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
	1級又は3級
戦傷病者手帳	免疫、肝臓の障がい
	1級から3級まで
	両下肢、体幹の障がい
	特別項症から第2項症
介護保険証	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい
	特別項症から第3項症
介護保険証	要介護者
	要介護5

郵便等投票証明書の交付

申請の際は当選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票申請書に身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳または介護保険証を添えて当選挙管理委員会に提出していただく必要があります。その後申請が認められたときは郵便等投票証明書を交付します。下記、代理記載制度を利用される場合は申し出てください。

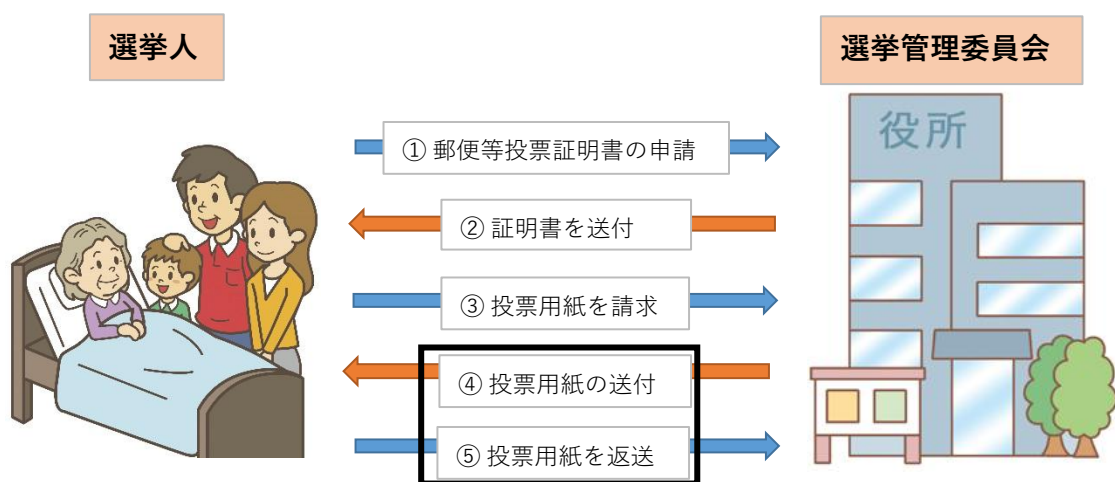
代理記載制度

郵便等による不在者投票をしようとする方で、自ら投票の記載をすることができない方が利用できる制度です。制度を利用できる方は、身体障害者手帳に上肢もしくは視力の障がいの程度が1級、または戦傷病者手帳に上肢もしくは視力の障がいの程度が特別項症から第2項症までである方です。

投票用紙の請求

投票用紙請求書に郵便等投票証明書を添えて選挙期日の4日前までに提出してください。

投票までの流れ



※投票の代理記載はあらかじめ申請が必要です。

投票の方法

- ① 請求を受理した後、当選挙管理委員会から投票用紙、内封筒、外封筒を送付します。
- ② 記載した投票用紙をまず、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をします。
- ③ 外封筒の表面に投票の記載をした年月日及び場所を記載し、氏名欄に署名をします。
- ④ 以上の記載が終わったものをさらに他の適当な封筒に入れて封をし、『投票用紙在中』と明記してください。
- ⑤ 当選挙管理委員会に必ず郵送で送付してください。